

憲法を改正し、強く美しい日本へ！

●日本のかたち（国柄）を現す憲法を

憲法は英語で「constitution」といいますが、これには「国体(国柄)」という意味もあります。つまり、憲法には権力を統制するルールとしての側面と共に、「国のかたち」を示すという側面があります。



建国以来、わが国は皇室を中心に君民一体の国家として発展し、国民は「大御宝

（おおみたから）」と呼ばれ、国民一人一人の幸福を実現し、家族のような社会を築くことを理想としてきました。しかし、日本国憲法には、このような歴史と伝統に基づく日本のかたち（国柄）が示されていません。

また、天皇陛下がわが国を代表するご存在であることは、誰もが認めるところですが、現行憲法には、天皇陛下の国内法上の地位については明記されていません。

憲法に建国以来のわが国の理想や、天皇がわが国の「元首」であることを明記し、日本のかたち（国柄）を明確に示す必要があります。

●脅かされる領土・国民の生命と安全

—9条2項を改正し、自衛隊規程の明記を

わが国は、領土および国民の生命と安全を守る体制を十分に備えているでしょうか。尖閣諸島海域では中国公船による領海侵犯を阻止できず、韓国による竹島の不法占拠は傍観するだけ、北朝鮮のスパイが簡単に侵入してきて国民を拉致する、テロや紛争に巻き込まれた海外の邦人を助けに行けない——これらの問題の背景には、憲法の問題があります。

憲法の9条2項では「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」とあります。この条文により、自衛隊は憲法上「違憲」の疑義があると指摘され、自衛隊の憲法上の根拠は曖昧です。自衛隊は国軍として認知されておらず、様々なハンディーキャップを負っているため、實際上、領土領海の防衛や海外の邦人保護などの場面で必要とされる能力を発揮することができないのです。憲法9条2項を改正し、自衛隊を国軍にする必要があります。

●家族の絆を守るために

—「家族の保護」の規程を

平成23年度の児童虐待の相談件数は59,862件で、平成2年と比較すると約54倍に増加しています。また、平成22年の厚労省の統計では、結婚した夫婦の離婚する確率は30%にもなり、離婚率は年々上がっているといわれています。国・社会の基礎をなす家族が崩壊しつつあるのです。

日本国憲法では、家族にかかわる規程は第24条にあります。それは男女平等を原則とした「婚姻」の規程で、「家族」を規程したものではありません。世界の憲法には、85カ国が憲法に「家族の保護」規定を設けており、社会の基礎をなす家族の重要性を謳っています。「家族の保護」がわが国の憲法にも明記されれば、家族の絆を大切にしようとする国民の意識が高まり、家族保護のための諸政策が強く進められていくようになります。

今こそ、憲法改正の国民的論議を巻き起こそう！

●憲法改正国民投票の実現を—国民の力で改憲を！

安倍首相は年頭早々、憲法改正への強い意欲を示しています。すなわち、「2020年までに憲法は改正済みになっている」（ブログ）、「憲法をめぐる問題については制定から既に68年になろうとしている今、時代の変化を捉えて解釈の変更や改正に向けて国民的な議論をさらに深めていくべき」（1月6日）、「（96条について）国民の6、7割が憲法改正を望んでいても、たった3分の1の国会議員の反対で拒否するのはいいことなのか。これはやっぱりおかしいと思うのが普通だ」。（2月4日）、等々の発言があいついでいます。

国会では憲法改正を党是とする政党が多数を占めるようになり、憲法改正に関する各紙の世論調査では、改正賛成の世論は過半数を占めています。昭和22年の施行以来、今日に至るまでの約70年間、一度の改正も行われなかった日本国憲法を改正するチャンスが到来しているのです。

主権者国民の手による憲法の改正を目指して、今こそ憲法改正の国民的論議を巻き起こし、憲法改正要件である国民投票を実現しようではありませんか。

ところで、憲法96条では、憲法改正するためには国会が両院の「総議員の3分の2以上」の賛成で発議し、国民投票で過半数を得なければならないとされています。世界で最も厳しい改正要件とされるこの96条に関して、GHQ草案起草メンバーの一人ウィリアム中佐（国会担当）は、「日本の憲法は簡単には変えられない。変えることが難しいように作ったからだ」と述べています。国民がいかにか改憲を望んでも、国会議員の3分の1が反対すれば改正に進むことをできなくさせる96条は、事実上「改正阻止条項」といえます。改正要件を緩和する同条の改正が必要です。

●「憲法改正推進隊」を全国に派遣、啓発活動を展開中

憲法を改正し、世界に貢献する強く美しい日本を創造するため、私どもは憲法改正国民投票の実現をめざし、日本の誇り復活「憲法改正推進隊」を編成、同隊を全国300小選挙区に派遣する「今こそ憲法改正を！全国キャンペーン」を展開中です。

各地では、①「憲法を考える集い」（DVD上映・提言）を開催するとともに、②国会議員・地方議会などへの陳情活動、

③賛同者名簿を募る活動、④街頭での啓発活動などに取り組み、国民世論の喚起に努めています。

憲法改正のためには、皆様お一人お一人のお力が必要です。カンパやボランティアスタッフとしての参画など、ご支援ご協力をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。



●ご支援先

○カンパ……おいくらでも結構です。

○お振込先 《郵便振替口座》口座番号 00160-1-185326 加入者名「日本青年協議会」

※日本青年協議会は、「憲法改正推進隊」の派遣を斡旋する事務局を務める団体です。

「今こそ憲法改正を！全国キャンペーン」にご協力下さい。

◎お問合せ先/事務局「日本青年協議会」 [電話]03-3476-5711 [FAX]03-3476-5710

[住所]〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-10-1-602 [ホームページ] [日本青年協議会](#) で検索